

## 2011年9月議会

### 森脇久紀議員の質問、答弁

野田新内閣が発足し10日が経過しました。「協調」と称して、組閣前から自公両党と党首会談をおこない、経団連など財界団体を表敬訪問し、「3党合意」の堅持、「社会保障・税一体改革」による消費税の増税と法人税の減税やTPP（環太平洋経済連携協定）の推進を約束しました。国民そっちのけの「翼賛体制」で、またまた国民を犠牲にする政治に逆戻りさせるのかと、新たな不安と怒りがうずまきはじめています。

この5年間、1年前後で首相が交代する短命政権となっています。この最大の原因は、国民への約束を反故にし、国民そっちのけで財界・アメリカべったりの政治を続けてきたことにあります。主権者である国民が主人公の政治への転換をはかるべきだと思います。

#### 1 災害に強い街づくりについて——台風12号の被災者支援と防災対策

それでは、通告にしたがい質問をおこないます。

台風12号は岡山県を直撃するとともに、私の出身地である奈良県五條市、その近くの十津川村、さらに和歌山県などに大きな被害をもたらしました。亡くなられた方々へのお悔やみと、被害にあわれた方々へのお見舞いを申し上げます。

今回の台風の特徴は、速度が遅く、長時間にわたって大量の雨を降らせたことでした。県内では、玉野市、倉敷市等の住宅や学校で大きな被害が発生し、また、県下各地の土木、農林水産、商工分野の被害も大きなものでした。岡山市では足守川が氾濫、笹ヶ瀬川流域では水位上昇によって河川への排水ができなくなるなど、周辺の住宅の多くが冠水しました。旭川への水門がうまく作動しなかった岡山市宿三本松では地域まるごと床上浸水しました。吉備中央町でも住宅の一部損壊があり、下加茂地内、美原地内で宇甘川にある井堰が損壊。また、ダムからの大量放水のため、真庭市では湯原温泉の泉源が水没するなど観光にも打撃となりました。

被災された方々に対して、住宅復旧や生活再建のための支援策を県独自あるいは市町と協力して実施していただきたいと思います。また、被災された中小観光業者への支援や農地・農業用施設に対する復旧にかかる負担を減免するための助成制度を設けていただきたいと思いますがいかがでしょうか。あわせて知事にうかがいます。

近年、いわゆるゲリラ豪雨に代表されるように雨の降り方がかつてと大きく変わっています。そういうなかで、治水のあり方も見直すべきところがあるのではないのでしょうか。台風接近に備えたダムの水位管理がどうだったのか、急激なダム放流による被害を防ぐことができなかったのか、河川の氾濫や排水ができないことによる住宅地への冠水は仕方ないことなのか、何か対策を講じることができないのか、この際、治水のあり方について総合的に検討をおこなうべきだと思いますがいかがでしょうか。土木部長にうかがいます。

今回の台風では多くの地域で避難勧告等が出されました。この際、避難の告知、誘導、

支援物資の提供、要支援者への対応など、市町村と連携して、実際に避難された方々の意見や感想をとりまとめ、今後の教訓にする必要があると思いますがいかがでしょうか。危機管理監にうかがいます。

岡山県は「災害が少ない」と言われていますが、日本は、世界的に有数の災害国であることを忘れてはなりません。すべての市町村が防災に必要な施策、たとえば様々なケースを想定した防災訓練、防災教育、避難施設の機能強化などを日常的に系統的・計画的にすすめることができるよう、県が情報収集や情報提供をおこなうなど、今後も一層力強いイニシアティブを発揮されるよう求めますがいかがでしょうか。危機管理監にうかがいます。

## 2 障害のある方々への施策について

### ①県の医療費補助制度

次は、障害のある方々への支援について知事にうかがいます。

障害者自立支援法など障害者施策の見直しを検討するために政府内に設置された「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」は8月末、障害者総合福祉法（仮称）に向けた骨格提言をまとめました。障害者自立支援法違憲訴訟で是正を求めた障害程度区分と支給決定について、提言では「障害程度区分は使わず、支援を必要とする障害者本人の意向など最大限尊重すること」、当該個人の個別事情に即した、「必要十分な支給量が保障されること」としました。利用者負担については、「障害に伴う必要な支援は原則無償とすべき」としました。当然ですが画期的な内容であり、この内容で法整備がされるよう期待するものです。

さて、障害者自立支援法の「応益負担」の考えにもとづいて見直しがおこなわれた心身障害者医療費公費負担制度ですが、自己負担や所得制限について、この提言をもとに是正すべきだと思います。いかがでしょうか。

また、障害のある子どもの場合、子ども医療費が無料である年齢を超えれば原則1割負担となります。障害のある子どもの療育の保障と父母負担軽減のため、せめて高等学校卒業年齢までは無料にするよう求めますがいかがでしょうか。

### ②特別支援学級の設置

関連して、特別支援学級の設置についてうかがいます。今年4月、市町村の教育委員会から要望があったうち、ほぼ3分の1の学校で特別支援学級の設置が認められませんでした。昨年2月議会でこの問題について質問した際、知事は「教育は引き続き目配りをしなければならない分野」「できる限り財政面で応援してゆく」と答弁されました。この答弁は、あの場だけの答弁だったのかと言わざるをえない事態が今春また起こったのです。あらためて、知事は特別支援学級の必要性についてどのような認識をもっておられるのか、希望者が増えていることに対して教員増のための財政支援が不可欠だと思います。知事は今後どのように対応されるのでしょうか、おうかがいします。

## 3 地域を元気にする施策について

### ①産業振興の視点——東日本大震災の被災地域を教訓に

次は産業振興についてうかがいます。

東日本大震災で甚大な被害を受けた地域の多くは、かつて農業、林業、漁業・水産加工業が盛んであり、一定の公共事業があり、さらには自治体や学校、農協、福祉・医療などがあり、これらが地域経済を支える大きな力でした。ところが、近年の「構造改革」の政治は、多国籍化した大企業が求める「国際競争力」を優先し、木材や農作物は輸入自由化によって、漁業や水産養殖業は資源の枯渇と価格の下落によって、衰退の一途をたどっています。地方政治においても、「合理化」「効率化」を口実に身近な公共事業や公務・公共サービスが大幅削減されました。結果として、地域経済が衰退し、高齢化と過疎化がいつそう進行したと指摘されています。このような指摘について知事の見解をうかがいます。

「第3次夢づくりプラン（素案）」では、「中四国州推進プロジェクト」の基本施策として「岡山県の拠点性を高めるための基盤整備」をあげておられます。また産業分野の施策では、めざましく経済発展するアジアへの企業進出などグローバル化に対応できる産業へ向けた支援とそれを支える人材育成など経済界が求める施策が数多く盛り込まれました。「構造改革」による地域の疲弊を教訓にすれば、これは、本来見直すべき路線であり、地域経済と住民の暮らしをいつそう深刻にする道と言わなければなりません。

私は、まず地域経済の主役に農林漁業と中小企業をすえ、それらの施策を充実させること、第2に住民の命と暮らしを守るため、社会保障・各種福祉制度を拡充すること、これは消費拡大にもつながると思います。第3に保健・医療、福祉、教育、環境保全、農林水産業、身近な公共事業などに携わる正規の職員を増やし、地域全体の雇用拡大と雇用の安定につとめるべきと考えます。県の施策に対する知事の総括的なご所見を伺います。

また、いざという時に機敏に対応できる行政の体制へ「振興局再編」を見直すことを求めますが、知事のご所見をお聞かせください。

### ②TPP（環太平洋連携協定）

次にTPP（環太平洋連携協定）についてうかがいます。ずばり、知事はTPP参加について、賛成なのか反対なのか、お伺いします。

TPP参加は、岡山県経済にも重大な影響を及ぼすことは、農業算出額や食料自給率で県自身が算出した結果を見ても明らかです。また TPP は国民皆保険など医療制度、雇用、食の安全を脅かす危険があります。さらに公共工事の発注、物品及び役務の調達についても、WTO 基準よりも低い基準で国際入札が義務づけられ地元中小企業に仕事がまわりにくくなってしまいます。このようにTPP参加は、県内産業や県民の暮らしに様々な影響をおよぼします。知事は「国において参加することの有用性や影響を明らかにしたうえで議論」と言われますが、県としても情報収集し関係団体はもちろん県民にも情報提供する必要があるのではないのでしょうか。あわせてうかがいます。

### ③中小企業振興条例（案）

次に、現在パブリックコメントを実施している中小企業振興条例（案）について、一昨年の武田前県議の質問など我が党としても求めてきたところであり、条例の制定を歓迎するものですが、提案を含めてうかがいます。

①、岡山県経済に占める中小企業の役割は大きく、県経済の発展に欠かせません。加えて中小企業は雇用の場を提供し、地域住民の生活を支えるうえで重要な役割を果たし、まさに街づくりの中核をなしています。このような中小企業の役割・位置づけを、第1条目的のところに記述してはいかがでしょうか。条例の最初の部分に明記することで条例の目的もより鮮明になると思います。

②、第3条基本理念ですが、中小企業の振興は、中小企業への直接的な施策に加え、雇用の安定、消費拡大や地域の活性化等と密接な関係があります。したがってこれらの施策との相乗効果をはかる旨のことを記述してはどうでしょうか。

③、中小企業の責務・役割には、従業員の福利厚生や人材確保・育成のための努力、消費生活の安全確保への努力、街づくりや地域の活性化への貢献も加えたらどうでしょうか。

④、第7条基本方針にも雇用の確保、地域経済への発展に寄与する旨を加えていただきたく思います。

⑤、第8条振興計画ですが、「計画の策定に当たって中小企業振興審議会の意見をきく」となっていますが、振興計画の重要性を考えると、中小企業者、関係団体、広く県民の意見もきくようにする必要があると思います。

⑥、工事の発注、物品及び役務の調達について中小企業者の受注機会を確保することも明示してはどうでしょうか。すでに官公需法にもとづいて実施していることですが、この際本条例に加えてはと思います。

最後は、中小企業への配慮規定です。県経済に占める中小企業の役割の大きさを考えると、中小企業に負担を及ぼすような施策・事業が行われる際には、十分な説明も含めて「配慮に努める」旨の規定を明示してはどうでしょうか。

細かくなりましたが、以上7点、あわせて産業労働部長にうかがいます。

#### ④住宅リフォーム補助制度

次に、中小企業に活力を与え、住民にも喜ばれていると紹介してきた住宅リフォーム補助制度について、あらためてうかがいます。ご存知のように、岡山市で今期実施され、先日募集がおこなわれました。補助上限額はそう大きなものではありませんでしたが、初日から申し込みが殺到しました。いかに人気がある制度かおわかりいただけたと思います。市町村制度に県制度が上乘せされれば、さらに申込者は増えるでしょう。効果も増えるでしょう。昨年何度か質問しましたので、くわしく繰り返しません。いわゆる住宅産業の裾野は大きく、地域経済に及ぼす効果は抜群です。住宅リフォーム補助制度についてぜひ、県でも実施をと繰り返しいただきますが、前回質問以後のどのような調査・検討をされたのかもあわせて、知事にうかがいます。

#### 4 自然エネルギーの普及について

次に、自然エネルギーの普及についてうかがいます。

表1は、今年4月に環境省が公表した再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査のデータです。この合計の約20億キロワットというのは、日本にある原発54基による発電能力の40倍、国内総発電能力の10倍です。また表2は、最近5年間のエネルギー関係の予算です。合計で原子力関係には2兆円もつぎ込んでいるものの自然エネルギー関係には6千4百億円です。私ども日本共産党は、「政府が期限を決めて原発からの撤退を決断すること」を求めています。これを決断すれば、原発関係の予算を自然エネルギー普及へと転換することが可能になります。

6月議会で知事は、「原発は減らす方向で検討すべき」と述べつつも、原発も含めた「複数の発電方式のベストミックスのあり方を国において議論していくべき」と答弁されました。電力不足への不安ということがあるのだと思いますが、すでにドイツでも実施しているように、自然エネルギーを普及しながら計画的に原発をなくしていく方向についてどのように思われますか、うかがいます。

さて、県では、「新エネルギービジョン」にもとづき、すでにメガソーラー設置の候補地、小水力発電が可能な河川や用水路の候補地を発表されるなど自然エネルギー普及に力を入れておられます。以下、環境文化部長にうかがいます。

県が率先してとりくむとともに、市町村にも創意工夫した積極的なとりくみができるよう働きかけることが必要だと思います。すでに真庭市はバイオマスを活用し、林業振興と結合させたとりくみをすすめています。どの市町村でも「わが町のエネルギーはわが町で生み出す」というような気概をもったとりくみとなるよう、さらに力を入れる必要があるのではないのでしょうか。市町村のとりくみをどのように促進されるのかうかがいます。

県民のとりくみを促進するには、依然として設備投資にかかる経費がネックになります。国のグリーンニューディール基金は今年度で終了するとうかがっておりますが、自然エネルギーへの関心が高まっているこの時、太陽光パネルや省エネ設備をさらに普及できるように来年度以降も補助制度を継続できるように求めますが、いかがでしょうか。

また、NPOや企業等と連携して地域振興と結びつけ、雇用と地域の活性化に生かしていくことも重視する必要があると思います。①NPOや企業等からの提案を募集し、すぐれた提案にはモデル事業としての補助を創設し実用化に結びつけること、②自然エネルギーを活用した事業化のイメージを広く県民から募集し、それをもとに専門家の知恵も借りながら実用化していく、など、県民参加で「夢」のあるエネルギー開発も工夫できないのでしょうか、うかがいます。

## 5 「第2次岡山県地域医療再生計画（案）」のうち赤磐市民病院について

次に、「第2次岡山県地域医療再生計画（案）」にある自治体病院の再編・ネットワーク化についてうかがいます。ここに記載されている計画は、赤磐市内の自治体病院の49床を地域医療支援病院に移し、地域医療支援病院には回復期リハビリテーション病棟を増築する、一方、自治体病院はベッドの無い診療所に建て替えしようというものです。診療所となる自治体病院には、包括支援センター、訪問看護ステーション等の機能をも

たせ、在宅療養支援診療所として地域医療支援病院とのネットワーク化をはかり連携を強化するとされています。この計画に対して、自治体病院が立地する地域の住民が反発。350人もの住民が参加し病院存続を求める決起集会が開かれました。

第一義的には赤磐市の課題ですが、地域医療再生計画策定の立場から県も関わってきた問題であり、禍根を残すことのないよう整理しておく必要があると思います。以下、保健福祉部長にうかがいます。

私も住民代表のお話をうかがいましたが、赤磐市が市民病院のあり方を検討した「答申」にもとづいた市民の意見聴取が不十分だったのではないかと感じました。県の「計画（案）」策定にあたってその認識はなかったのか、どのようなアドバイスをしたのかうかがいます。また、今後、市民の声を聞く場をもうける努力を市に求めるのかどうか、あわせてうかがいます。

私は、市民が求める医療は何か、公的病院が果たす役割は何か、原点に立ち返って十分意見を聞くことから出直すべきだと思います。市や県の都合でなく、市民が主人公の立場で再検討すべきだと思いますが、どのように考えておられますか。おたずねします。

## 6 米軍機の低空飛行について

最後に米軍機の低空飛行についてうかがいます。

今年3月、津山市で民家の土蔵を全壊させた米軍機の低空飛行に関して、津山市は、学校などへの影響を調査し、先月その結果を発表しました。小学校では28校中15校で、中学校では8校中6校で低空飛行が目撃されるなどしています。そして、「ミサイルかと危険を感じた」「大きな地響きがした」「終礼を中断するほど大きな音だった」「低学年の児童が非常におびえて下校に支障をきたした」などと報告され、高度については「50～70メートル」「100メートル以内」「相当低空」などと報告されています。この結果は、航空法の「最低安全高度」違反、低空飛行について学校などに配慮することを定めた「日米合意」違反であることを明確に示しています。知事はこの結果をどう認識されましたか、おうかがいします。

すでに県を通じて防衛局へ資料提供いただいたと思いますが、その際どのようなやりとりをされたのかお知らせいただきたいと思います。危機管理監におうかがいし、質問を終わります。

## 答弁

(知事答弁)

台風第12号の被災支援についてであるが、生活再建の支援策については、今回は国の被災者再建支援事業が適用されるような事例は生じていないため、現時点では、支援を予定していないところである。住宅復旧に係る借入金の利子補給などの支援策については、過去の災害時の対応や関係市町の意向を踏まえ、今後、検討してまいりたい。

農地・農業用施設災害復旧にあたっては、災害査定額や激甚災害指定に応じた国庫補

助の嵩上げ制度が設けられ平成 22 年災害では国庫補助率が最高 99%まで嵩上げされ、農家負担が軽減されていることから、今後の国の動向を踏まえ、適切に対応したい。

また、被災中小観光業者に対しては、災害復旧に要する設備資金や運転資金を低利で 5 千万円まで融資する制度を設け、今月 20 日から各金融機関で受け付けることができるよう本日発表したところである。

(土木部長答弁)

治水の在り方についてであるが、水系ごとに中長期的な河川整備の方針を定めることとなっており、沿川の人口や土地利用状況、過去の洪水等を勘案して治水目標を定め、河川整備に取り組むとともに、浸水想定区域図の公表や河川水位情報の提供などソフト対策を行い、洪水時の被害を最小限に抑える取り組みを行っている。

今後とも、社会情勢の変化や河川改修の実施状況、水害の発生状況等を踏まえた河川整備に取り組むとともに、市町村等関係機関と連携しながら総合的な洪水被害軽減対策に取り組んでまいりたい。

(危機管理監答弁)

今後の教訓についてであるが、今回の台風第 12 号における避難勧告等の発令や、避難所への誘導等については、まずは、第一次的責任者であり、実施者である被災市が検証し必要に応じて改善等に取り組むことが最も合理的であるが、県としても検証に協力し、助言等を行いたいと考えている。

ご提案の避難された方々の意見や感想を取りまとめることについても、検証に協力する中で被災市とともに、検討してまいりたい。

県のイニシアチブについてであるが、これまでも、県が主体となり様々な連携を図ってきたところであり、例えば現在設置している防災強化検討プロジェクトチームにおいても、避難所指定や災害時要援護者支援プラン策定の在り方などを検討し、市町村の防災対策推進に参考となる情報の提供に努めているところである。

今後とも、県として有する能力や権限を生かし、実践的な防災訓練の実施方法や自主防災組織の活動充実に向けた助言などをはじめ、防災対策に関する情報の積極的な提供に努めてまいりたい。

(知事答弁)

心身障害者医療費公費負担制度についてであるが、18 年の見直しは、給付と負担の公平を図り、障害のある人も含めて社会全体で支え合い、持続可能な制度にするという観点に立ったものであり、1 割の自己負担を導入しながらも、所得の状況に応じてきめ細かく負担限度額を定めるなど、一定の配慮を行っているところである。

なお、お話しの提言においても、利用者負担については「原則無償とすべき」としながらも、「ただし、高額な収入のある者には、収入に応じた負担を求める」としており、今後、国における障害者総合福祉法（仮称）の法制化の検討状況等も注視しつつ、県と

して適切に対応してまいりたい

障害のある子どもの医療費についてであるが、心身障害者医療費公費負担制度は、必要とする医療が容易に受けられるようにするため、その医療費の一部を補助する制度であり、障害の程度に応じて、その対象を定めて実施しているものである。

一方、小児医療費公費負担制度は、障害の有無にかかわらず、健やかな子どもの成長と子育ての経済的負担の軽減の観点から実施しているものであり、市町村によっては、県の制度に上乘せして高校生までを無料化しているところもあると承知しているが、対象年齢等については、各市町村がそれぞれの実情に応じて設定をしているものである。

なお、県としては、昨年10月から入院については小学6年までの小児医療費を補助の対象として拡大したところであり、ご理解いただきたい。

特別支援学級の設置についてであるが、特別支援学級は、児童生徒の障害の状況等に配慮しながら、自立と社会参加の実現に向けて、きめ細かな指導を行うため必要であると認識している。学級の設置に当っては、県教委において、個々の児童生徒や学校の状況等について、市町村教委と十分協議した上で、その必要性を総合的に判断しており、学級数も年々増加していると聞いている。

私としても、特別支援教育は大変重要であると考えており、引き続き、県教委の取組を支援してまいりたい。

構造改革の影響についてであるが、輸入農産物等との競合による価格低迷や公共事業の削減等が、農林水産業や地域経済に与える影響は否定できないものの、ご指摘の高齢化や過疎化の進行は、グローバル化が進展する中、少子化等による人口減少社会の到来など我が国の社会経済構造の変化や、東京一極集中による地方からの人口や企業等の流出といった国のあり方が大きく影響しているものと考えている。

私としては、こうした時代の潮流を的確に捉えた先進的な政策の展開を図ることはもとより、多極分散型の新たな国のグランドデザインの構築に向けた議論をリードしてまいりたい。

施策に対する総括的所見についてであるが、次期プランの5年間の行動目標である「暮らしやすさ日本一」の岡山を実現するためには、県内産業の持続的発展が不可欠と考えている。

このため、素案では、中小企業を含めた県内企業の新たな市場開拓や競争力強化などの支援に加え、一人暮らし高齢者の支援などにも対応するソーシャルビジネスの育成、地域力を生かした6次産業化の推進、さらにはセーフティ・ニューディールや中山間地域の交通確保を目的とする基盤整備など、地域産業が元気になり、雇用の拡大にもつながる施策を数多く盛り込んでいる。

振興局再編の見直しについてであるが、市町村合併の進展等社会情勢の変化に対応す

るため、順次県民局への再編を進めたものであり、再編そのものを見直す考えはない。

なお、再編に際しては、災害・危機管理対応等、地域において迅速に対応する必要がある業務については、引き続き再編後の地域事務所に残すとともに、災害の状況に応じて県民局から地域事務所や市町村へ職員派遣を行う体制も整備したところであるが、大震災を踏まえた地域防災計画の見直しをはじめ、大災害等に備えた体制については、引き続き適切に対応してまいりたい。

TPP についてであるが、まずは、国において参加することの有用性や影響を具体的に明らかにした上で議論を尽くし、決定すべきものであると考えている。

また、TPP への参加は国民生活の幅広い分野に影響が出ると懸念する声もあることから、県としては、国の動向を注視しながら、引き続き全庁的な体制で情報の収集・整理や影響把握を行うとともに、必要に応じて県民や関係団体等への適切な情報提供に努めてまいりたい。

(産業労働部長答弁)

中小企業振興条例案についてであるが、御提案いただいた7点のうち、中小企業の役割や位置付け等については、基本理念に記載している。

また、受注機会の確保については、条例の趣旨を具体化する握興計画の中に盛り込むこととしており、その計画策定に当たっては、中小企業振興審議会の外、中小企業等の意見も聞くこととしている。

いずれにしても、現在検討中の条例案は、次回定例会への上程に向け、パブリック・コメントや様々な機会をとらえて意見聴取を行っているところであり、議員からの御提案についても、条例案を検討する中で参考とさせていただきたい。

(知事答弁)

住宅リフォーム補助制度についてであるが、他県の状況を調査・研究したところ、そのほとんどが耐震化や地域材の利用等といったものに限って補助を実施していた。

本県でも耐震化など特定の行政目的にかなうものについて補助を実施しているところであり、住宅リフォーム全般への補助は考えていない。

なお、今年度は、県産材利用促進の観点から国の基金事業を活用し県産材を利用した住宅の新築に加え、リフォームについても補助することとしている。

原発の方向性等についてであるが、再生可能エネルギーの普及拡大を図りながら、将来的には原発を減らす方向で検討すべきと考えている。

ドイツが目指している方向性は承知しているが、国民生活や産業活動に不可欠な電力の供給に支障をきたす状況は避けなければならないことを踏まえ、今後のエネルギー政策については、国において複数の発電方式のベストミックスの在り方を十分に検討した上で決定されるべきものと考えている。

(環境文化部長答弁)

市町村の取組の促進についてであるが、新エネルギーの地産拡大のためには、市町村を含め、地域での積極的な導入に向けた取組が必要であると考えている。

そのため、新エネルギービジョン説明会の開催や、小水力発電適地調査結果の情報提供等により、市町村に対して新エネルギーの普及を働きかけてきたところであり、さらに、来月には新エネルギーを活用した地域活性化方策や、国の普及施策、小水力発電の可能性等についてのセミナーを、NPO や市町村職員等を対象として、県民局ごとに開催し、一層の働きかけを行うこととしている。

こうした取組を通じ、各市町村が地域の特性を生かしたエネルギーの地産拡大を進めることができるよう、県としても情報提供や助言に努めてまいりたい。

太陽光発電等の補助制度についてであるが、大震災を契機として、太陽光発電など新エネルギーの普及拡大や省エネの重要性が高まっているところであり、地方が積極的に新エネルギーの普及に取り組めるよう、今年度で終了する地域グリーンニューディール基金に代わる財源措置等について、国に提案している。

県としては、晴れの国の特長を生かした太陽光発電等の導入を、今後とも推進していきたいと考えており、国の動向も注視しながら、普及促進策を検討してまいりたい。

県民参加のエネルギー開発についてであるが、県内では既に、市民共同発電所など住民参加による新エネルギーの導入や、バイオマスを地域活性化に生かす先進的な取組が進められているところである。

今後とも、7月に開設した相談窓口を通じて、県民や企業、NPO 等からの提案や意見もお聞きし、庁内の関係課で構成する新エネルギービジョン推進会議などにおいて検討を行うとともに、専門家による意見も取り入れながら、本県の豊かな自然を生かした新エネルギーの普及に努めてまいりたい。

(保健福祉部長答弁)

赤磐市民病院の再編についてであるが、限られた医療資源を有効に活用し、医師等の人材を確保しつつ、効率的で質の高い医療を提供するためには、医療機関の集約化と役割分担を推進していく必要がある。

なお、赤磐市民病院の再編・ネットワーク化は、赤磐市からの要望に基づき、第2次地域医療再生計画(案)に位置づけたところであるが、その策定に当たっては、県内の医療関係者等からなる医療対策協議会で審議を行い、パブリックコメントも実施したところである。

また、パブリックコメントでは、賛成意見と同程度の反対意見もあつたことから、赤磐市に対し、地元住民へ丁寧に説明を行うよう依頼しており、先般、地元説明会を開催したと聞いているが、今後、病院再編後の医療提供体制について、地域住民に説明するよう助言してまいりたい。

再編の再検討についてであるが、医師等の人材を安定的に確保しつつ、地域医療の提

供体制を維持していくためには、医療機関の集約化と役割分担を推進していく必要がある。

赤磐市民病院の再編・ネットワーク化の計画は、赤磐市が事業主体であることから、県としては、赤磐市の判断を尊重したいと考えているが、再編後の医療提供体制について、地域住民に説明するよう助言してまいりたい。

(知事答弁)

認識についてであるが、米軍機低空飛行訓練については、日米両国政府の間で、安全性を最大限確保する旨の合意がなされており、学校等については妥当な考慮を払うこととされている。

今回の低空飛行が日米合意に反しているかどうかは確認されていないが、学校等が影響を受けたとの津山市からの報告であり、遺憾に感じているところである。

県としては、米軍機の低空飛行訓練が行われないう、再三にわたって国に要請してきたところであり、今後とも低空飛行訓練に関する情報収集の徹底を図り、適切に対応してまいりたい。

(危機管理監答弁)

防衛局とのやり取りについてであるが、津山市から調査結果の提供を受け、県としても学校等への影響があったことに懸念を伝えながら、中国四国防衛局に対して資料提供し、あらためて米軍機の低空飛行訓練が行われないう善処することを強く要請したところである。

## 森協議員の再質問

何点か再質問させていただきたいと思います。まず、米軍機の低空飛行についてですけども、知事の心強いご答弁をいただきまして本当にありがとうございました。質問をさせていただくんですが、情報収集についてこれまで自治体からの情報はしっかり収集していただいていたわけですが、日米合意違反という点を明らかにしていこうと思いますと、学校からの情報というのが欠かせないというふうに思っております。今後の飛行情報について、学校に対しても是非協力を求めていただきたいと思います。その点についていかがでしょうか。重ねて質問をしたいと思います。

2点目の再質問ですけども、台風の被害を受けた方々への生活の支援や住宅の改修、今回岡山県全体を見れば、深刻な被害が比較的少なかったということもありまして、国制度の適用にはなりませんでしたが、玉野市を除いてですね。それだけに、県独自で、あるいは市や町と力を合わせながら、支援策を講じていくということが非常に大事になっているというふうに思うんです。一人ひとりが受けた被害の大きさ、またつらさ、お困り感というのは全体の規模がどうであれ、同じわけですから、しっかり応えていくことが必要だと思います。市や町の要望があればということで検討していただくおつもりがあるのかどうか、この点もう一度確認をさせていただきたいと思います。

次に、障害者医療費補助制度についてですけれども、確かに、国の障害者自立支援法などの見直しの中では、高額の人については自己負担もあっていいという見解があったのは私も承知しております。しかし問題はですね、県のいわゆる補助制度の問題は、低額の所得者、低い収入しかない（障害のある）人たちからも医療費の負担を求めようになったこと、ここが一番の問題なんですね。その点については早急に見直しをする必要があると思っておりますけれども、軽減措置されておりますが、これでも不十分だというのが障害がある人達の切実な声なんですね。是非この点を検討をお願いしたいと思います。

また、障害のある子どもさんたちについて、若干主旨が通じなかったのかなと思うんです。子ども医療費の補助制度と障害のある人達への制度は、確かにちがいます、制度が違うだけけれども、今までは障害のある人達にはすべて（医療費は）無料であったために、障害のある子どもたちも、子ども医療費の制度がどういう制度であろうと、無料の医療を受けることができたわけですね。子どもへの療育という点でも、また父母負担の軽減という点でも非常に助かっていたんです。しかし、障害者医療費補助制度が有料になったために、子ども医療費の無料化の対象の年齢の子どもは継続して救われるんだけれども、その年齢を超えれば救われなくなってしまっているということなんです。市町村によっては独自で努力をして、年齢を高く設定されていることは私も承知しておりますが、県の制度として、せめて障害のある子どもさんたちは救っていこうという立場、療育をきちんと保障していこうという立場に踏み込むべきではないか。この制度の検討するべきではないか、そういう主旨の質問ですので、あらためてご所見をお伺いしたいと思います。

次に、特別支援学級ですけれども、引き続き支援をしていくということは、以前にもお伺いしたことで、これについては歓迎をするわけですけれども、しかし残念ながら、今年の春、3分の1もの学校で（特別支援学級の設置を）認めてもらうことができなかったわけです。その子どもさん達は隣の学級のあるところに行かれたり、また学級のないその学区の学校に行かれたり、その場合に支援を講じていただいているわけですけれども、やはり市町村の教育委員会として、また親の思いとしては市町村の就学指導委員会の中で特別支援学級への入学が適切だと判断されているわけで、その願いにきちんと応えていく、一人ひとりの教育ニーズに応えていくというのが県の最大の責任じゃないかと思えます。

この場合、ネックになっているのは、教育委員会の判断もあるんですけれども、やはり県の財政事情というのは非常に大きいと思うんです。知事が予算を付けますということをもってもらわないと教育委員会も踏み込めないという風に思っております。そういう意味で具体的に財政支援についていかがか、このような対応をどうされるのか知事にもう一步踏み込んだご答弁をお願いしたいと思います。

赤磐の自治体病院なんですけれども、意見を聞く場を持たないのか、住民の意見を聞く場を持たないのかという質問ですので、もう一度ちょっとあらためて、説明じゃないんです、意見を聞く場という、よろしく申し上げます。保健福祉部長申し上げます。

## 森協議員の再質問への答弁

(知事答弁)

再質問にお答えいたします。まず米軍の低空飛行関係でございます。学校からの情報提供というお尋ねでございますが、今年度から管内全市町村を対象といたしまして、情報の収集に努めてきております。こういった中で、市町村におかれましてはこういった学校等、こういったことの情報ということも含めて県の方に情報を提供していただくということがありますれば、それをしっかりと承りながら対応を考えていかなきゃいけないと、このように思っております。

次に、住宅に関しましての災害に関する支援ということでございますけれども、これにつきましては先程申し上げましたとおり、今回国の方の被災者生活再建支援事業、これは適用されるような事案は生じていないということでありまして、先程ご答弁申し上げましたとおりでございます。なお、今までの例でございますと、災害復興住宅建設資金の利子補給という県の制度がございますが、これを適用するかどうかにつきましては、市町のご方針というものを承りながら検討していくと、こういうことでございます。

次に、心身障害者医療費公費負担制度に関してでありますけれども、これにつきましては、今回のご提言、確かにあのような提言が出てきているわけでございますけれども、この障害者医療費公費負担制度につきましては、この自立支援医療制度のみならず、ご質問にございましたような地方単独の医療費助成制度、これも含めた各種の医療費公費負担制度これを総合的に検討して見直すべきであると、このようにされておりますので、その国の法制化の検討状況等注視をしながら検討して、適切に対応してまいりたいと思っております。これに関しまして、障害のある子どもさんへの医療費ということでございますが、これも先程ご答弁申し上げたんですが、小児医療費公費負担制度、これが各県市町村におかれまして、県の制度に上乘せしているこの年齢が様々であるということから、ご質問のようなご提言があったかという風に思うわけでございますけれども、いずれにしても市町村でそれぞれの事情を踏まえて対象年齢を決めていらっしゃる、という経緯がございます。国における検討ということを先程申し上げたわけですが、この中におきましてもそういったこの地方単独の医療費助成制度も含めて検討されると、このように聞いておりますので国における状況等を注視をしながら、県といたしまして総合的に判断をしてまいりたいという風に思っております。

最後に、特別支援学級の設置に関してでございますが、これにつきましては、県教委におかれまして個々の児童生徒の障害の種類、あるいは程度、校長さんの意見、あるいは保護者の意向などを踏まえられまして、総合的に判断をされておられると、このように聞いております。県として必要な支援を行うということは先程ご答弁申し上げましたとおりでございます。以上でございます。

(保健福祉部長答弁)

再質問にお答えをいたします。地域医療再生計画に関しまして、赤磐市が説明会ということだけでなく、意見交換、意見をちゃんと聞くというお話でございますが、先程申し上げ

げましたとおり、パブリックコメントを募集した段階で、賛成、反対ほぼ同程度あると申しあげました。そういう状況もありましたので、丁寧に説明をするように、内容を説明するようにというお話はしております。先程申しあげたとおり、説明会もやっておりますし、繰り返しになりますが、また事業の内容を詳しく説明するよう、当然その説明会を実施しますと通常、質問、意見などやりとりの場も出てくると思いますので、そういった機会を今後きちんと設定をしていくということにつきましては、赤磐市に助言をしてみたいという風に思っております。以上でございます。

## 森協議員の再々質問

要望も含めまして再々質問をさせていただきます。これは津山市の低空飛行が起こった地域の地図に、小中学校や幼稚園、保育園から目撃情報をいただいたところを地図に落とした図なんですけれども、ここが全壊した土蔵があった民家ですね、2機低空飛行が飛んだといわれておりますので、見える角度もいろいろありますから、こういうプロットになっているというふうに思うんですけれども。

実は私中国四国防衛局のほうに交渉に行っていました。そしたら米軍機の訓練で、航空法違反も日米合意違反もないんだというふうに、防衛局の方はおっしゃるんですね。なぜそれが言えるのか、私たちは住民のいろんな目撃情報を元にして、残念ながらこの時点ではまだ学校の情報というのにはなかったんですが、住民の方の目撃情報を元にして、高さはこれ位だということ推定をして、そのデータをもって臨んだわけなんですけれども、そういう航空法違反はないとおっしゃいます。なぜそう答えるんですかというふうに問い詰めますと、米軍側がそう言っているからと、ということなんです。住民の側の意見（証言）は無視して、米軍が言えばそれを信じるという、これほんとに防衛局がとる姿勢なのかなというふうに思いました。特に、日米合意違反であるということは、これ今学校のデータで明らかになったわけですから、これを今後も強く突き詰めていくという意味で、市町村からの情報と同時に市町村に対してあらためて学校での目撃情報も寄せてくれということを求めていただきたいと思います、確認の意味で要望としてお願いしたいと思っております。

2つめの、これは質問ですけれども、障害のある子どもさんの医療費の補助制度で、子どもの医療ということですから、子どもの医療費補助制度をどうするかという風にご検討いただいたの答弁だったと思うんですけれども、発想を変えましてですね、例えば、障害者医療費補助制度で有料の対象となる年齢から例えば高校生以下の子どもさんを外すというような、障害者医療の方の改善ということは考えられませんか。そういう面での検討ができないものか、お聞かせください。

特別支援学級の方は、しっかり財政支援をしていただきたいと思いますということだけ要望をしておきたいと思っております。

最後、再質問できませんでしたので、表だけお見せして要望しておきたいと思っております。TPPについて要望しておきたいと思っております。公共調達の国際入札の基準が上の表ですね、

下がこれに基づいて岡山県の具体的な公共事業や公共サービスの発注がどうなるかということで、表をまとめていただきました。これを見ますと、TPP への参加が決まったら TPP 案件、件数で大体 2 割、金額で 3 割から 4 割位が TPP 案件に属するということになりまして、これが国際入札の対象になるんですね。地元の中小企業の入札が排除されたり、あるいは海外の安い賃金で働かせる建設業界が参入したりと、いうことも考えられるわけですから、この辺の情報をしっかりと提供していただきたいということを要望いたしまして、再質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 再々質問への答弁

(知事答弁)

再々質問にお答えいたします。先程ご答弁たびたび申し上げておりますとおり、小児医療費公費負担制度は障害の有無に関わらず、市町村によって県の制度に上乘せしているその対象年齢が様々でございますので、県が新しい制度を作ってはというご提言でございますが、県は作る場合は一律の、一定の年齢、それを対象として検討していくということになろうかと思っております。市町村が様々である現状の中で県が制度をつくるということ、別の制度を作るということはこれは非常に困難ではないかという風に思っております。以上でございます。